

平成30年度所得調査の実施について（お願い）

組合の事業運営に大きく影響のある国庫補助金の率を定めるために厚生労働省の指示のもと、全国の国保組合の被保険者に係る課税標準額の調査（所得調査）が前回の平成26年度から4年ぶりに実施されます。

調査対象者は当組合に加入されている方の中から無作為に抽出された1,022世帯の組合員とその家族が対象となります。

今回は従来の皆様からの所得の証明を頂く方法から、マイナンバー制度による情報連携のデータを利用することになり、お忙しい皆様の手を煩わすことなく調査を進めてまいります。

組合からアクセスする皆様の課税標準額のデータについては番号法により認められておりますので、あらかじめご了承頂くとともに、ご理解とご協力をお願い致します。

- 調査期間：平成30年8月～平成31年1月
- 調査対象：平成30年度住民税の課税標準額

※取得しました個人情報は十分留意し、当該調査以外の目的で使用することはございません。

※情報連携データが入手ができない場合は、従来通り、市町村民税課税標準額のわかる書類の提出をお願いすることがございます。

お問い合わせ先・・・☎ 06-6942-1691 担当：適用係まで